

マージン率などの情報について(2026年6月1日現在)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、アメニティージャパン株式会社における派遣聳者事業に関する情報を公開いたします。

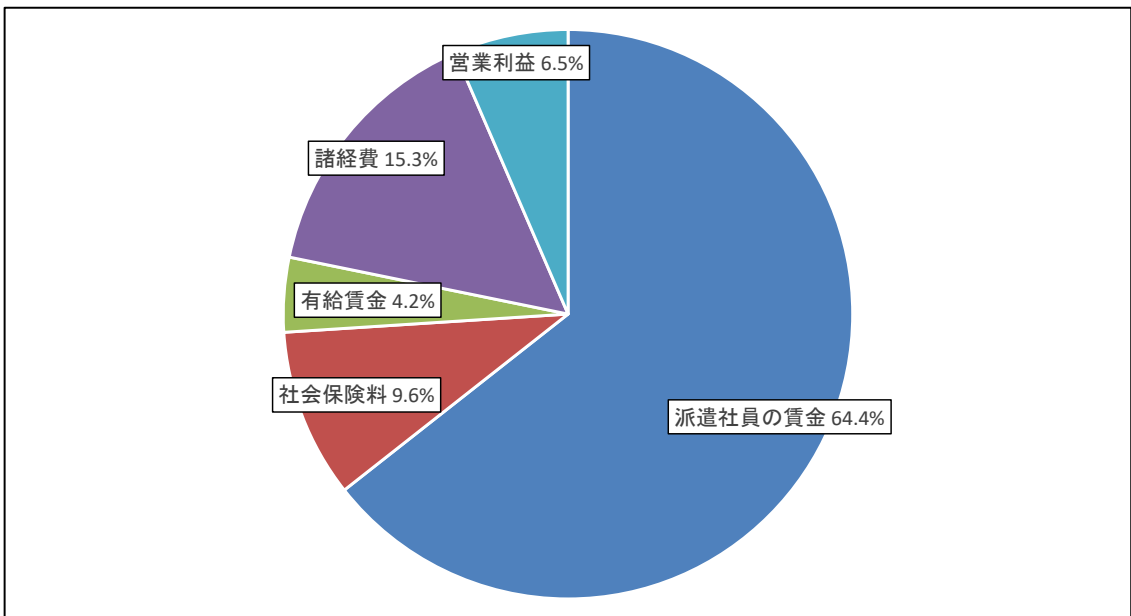
【事業所】	愛知県名古屋市中区新栄1-7-7 RTセンタースタージビル3階	
①派遣労働者数	3名	
②派遣先事業所数	3事業所	
③労働者派遣一人あたりの料金の平均額 (1日8時間あたり)	19,067円	
④派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり)	11,653円	
⑤マージン率※1	38.9%	
⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事	登録時教育(個人情報保護に関する教育、マナー教育、安全衛生教育) 定期教育制度(eラーニングを使用した個々にマッチした教育制度)	
⑦キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先	相談窓口 NW事業部 課長 安江 潤 電話番号 052-241-7799	
⑧その他福利厚生等	福利厚生施設(ホテル、カラオケ店)の利用割引	
⑨労使協定に関する事項	労使協定を締結しているか否か	労使協定締結済み
	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則、弊社と派遣労働者契約を締結する全ての派遣労働者
	労使協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日

※1 マージン率に関して

・マージン率は下記の算出方法に基づき算出しています。

$$\frac{\text{労働者派遣一人あたりの料金の平均額(1日8時間あたり)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたり)}}{\text{労働者派遣一人あたりの料金の平均額(1日8時間あたり)}}$$

・マージン率総括(内訳)



マージンの内訳として上記グラフの通りとなります。

全体の67.3%が派遣社員の賃金となり、雇用主の義務としての雇用保険、労災保険、厚生年金保険等の各種社会保険料金の負担が、約10%を占めます。また、有給賃金とは、有給休暇の取得時の賃金や、派遣会社に義務付けられている教育に関しては、無料有給となりその部分が約1.8%をしめます。その他、求人広告や人件費等が約14%となります。それらを差し引いた額が弊社の営業利益と言う事になります。